

令和5年
4月から

下水道使用料、集落排水使用料、 浄化槽使用料の改定

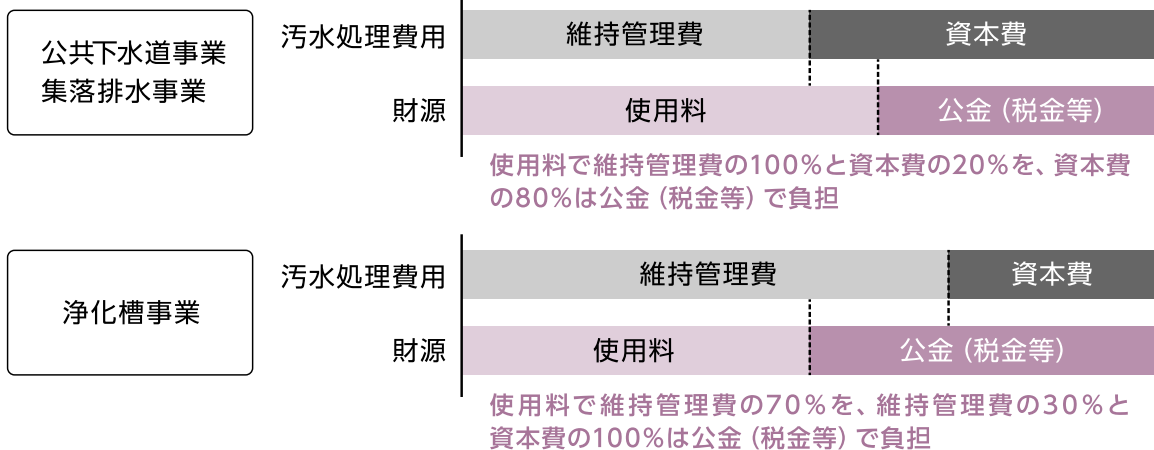
令和5年度から5年間、段階的に改定します

公共下水道事業、集落排水事業、浄化槽事業は、快適な暮らしや良好な水環境を保つため、皆さまの使用料などにより運営しています。

公共下水道等事業の運営は、使用料収入で汚水処理費用（維持管理費と資本費*1）の全額を負担する「受益者負担」が原則ですが、使用料収入だけで汚水処理費用を賄えず、不足額は公金（税金等）の負担により運営しています。

- *1 ●維持管理費：下水道施設の光熱水費、修繕費、委託料、職員人件費など
●資本費：下水道施設の減価償却費と建設時に借り入れた企業債の返済利息

〈汚水処理費用と財源の割合〉



今回の使用料改定は、人口減少や施設の老朽化が進む中、事業の経営基盤強化を図り、将来にわたり安定したサービスを提供するために行うものです。

改定理由

① 使用料収入の減少

人口減少等により、使用料収入が減少しています。

② 原油・物価等の上昇

下水道施設の運転管理委託料や維持管理に必要な電気・ガス料金、修繕費等の費用が上昇しています。

③ 下水道施設の老朽化に伴う工事費用の増大

各施設の改築・更新を計画的に行うため、工事費用が必要となります。

改定内容

維持管理費用や工事費用の増額分は、職員人件費の削減、施設の工事時期等の見直しにより対応し、**今回は使用料収入減少分の改定を行います。**

改定額は使用者の負担を軽減するため、一度に大幅な改定を行うのではなく、毎年段階的に改定します。

下水道使用料・集落排水使用料

単位：円（税込）

区 分		現 行	改 定					差 引
		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R9-R4
基本料金	10m ³ まで	1,777.3	1,788.6	1,799.6	1,810.6	1,821.6	1,832.6	55.3
超過料金 1m ³ あたり	11~30m ³	175.1	178.2	181.5	184.8	188.1	191.4	16.3
	31~50m ³	208.1	211.2	214.5	217.8	221.1	224.4	16.3
	51~100m ³	219.1	222.2	225.5	228.8	232.1	235.4	16.3
	101m ³ 以上	230.1	233.2	236.5	239.8	243.1	246.4	16.3

〔参考〕一般家庭の平均的な使用料（1月あたり20m³使用した場合）

令和5年度使用料	基本料金（10m ³ まで）	1,788.6円
	超過料金（20m ³ -10m ³ ）×178.2円	=1,782.0円
計		3,570.6円 ⇒ 3,570円 (1円未満切り捨て)
現行 (R4)	3,528円	改定 (R5) 3,570円 (+42円)

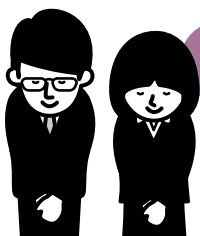
浄化槽使用料

*改定額は下水道使用料・集落排水使用料と同一ではありません。 単位：円（税込）

区 分		現 行	改 定					差 引
		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R9-R4
基本料金	10m ³ まで	1,612.3	1,640.1	1,667.6	1,695.1	1,722.6	1,750.1	137.8
超過料金 1m ³ あたり	11~30m ³	164.1	168.3	172.7	177.1	181.5	185.9	21.8
	31~50m ³	175.1	181.5	188.1	194.7	201.3	207.9	32.8
	51~100m ³	186.1	192.5	199.1	205.7	212.3	218.9	32.8
	101m ³ 以上	197.1	203.5	210.1	216.7	223.3	229.9	32.8

〔参考〕一般家庭の平均的な使用料（1月あたり20m³使用した場合）

令和5年度使用料	基本料金（10m ³ まで）	1,640.1円
	超過料金（20m ³ -10m ³ ）×168.3円	=1,683.0円
計		3,323.1円 ⇒ 3,323円 (1円未満切り捨て)
現行 (R4)	3,253円	改定 (R5) 3,323円 (+70円)



皆様のご理解とご協力をお願いします